

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取ろうシリーズ ②

酷暑の職場には設備改善、 猛暑手当の新設を勝ち取ろう！

全社員のみなさん、夏真っ盛り連日猛暑の中で、額に汗して業務お疲れ様です。J R 東海労は基本協約・協定改訂に関する申し入れの中で、車両所職場を中心に高温での作業について猛暑手当の新設を要求しました。

検修庫内は連日40℃前後の作業環境の中で、検修業務を遂行しています。この間J R 東海労は、検修庫内の設備要求をことある毎に、会社にぶつけてきました。しかし、会社は切実な要求に耳を傾けることなく、何ら抜本的な作業環境改善を行ってません。その中で会社は、熱中症対策として塩熱サプリの支給を実施しました。しかし、休憩時間以外、塩熱サプリの摂取を認めていません。このことは全く「本末転倒」と言わなければなりません。なぜなら熱中症は労働時間内に発症するからです。いつでも摂取できるようにすべきです。

また、東京交番検査車両所では水分補給のための麦茶を社員が負担しています。会社が「こまめな水分補給を」と言うなら会社がせめて負担すべきです。会社は検修庫内の作業環境改善のために、屋根上換気扇の増設、スポットクーラーの更新・新增設、庫内出入り口におけるエアーカーテンの新設など設備改善は多々あり、会社は社員により良い作業環境のもとで検修業務を行わせる努力・義務があるのです。その努力・義務に向け「時間が必要」と言うならば、会社は、J R 東海労の要求（①猛暑の中、努力している全社員に対して、一律5万円の特別手当を支給すること。②職場の気温が30℃以上になる現場に対しては、猛暑手当を新設し、暦日に付き1,000円を支給すること）を直ちに実施すべきです。

職場から声を上げ、より良い作業環境改善の闘いを展開していきましょう。